

三重県
(事務局)

委員の皆様におかれましては、暑い中、ご出席いただき誠にありがとうございます。
でございます。

新型コロナ感染症対策としまして、三重県では、会議を開催する場合は、「県主催のイベントの開催基準」に則り、感染防止に配慮しながら、人数を絞って、審査会を実施しているところです。

また、マスクをしたままでの発言、常時換気等感染予防をしながらすすめてまいりますので、ご理解、ご協力お願い申し上げます。

(幹事) 三重県建築開発課長から挨拶。

それでは、実質的な審議に入ることとなりますが、三重県開発審査会条例第4条第2項の規定に基づき、会長及び3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとされています。本日は2人欠席されていますが、会長及び4人が出席されていますので、本日の審査会は成立することを報告させていただきます。

また、本日も審議いただきますのは包括議決案件が三重県12件、津市6件、松阪市10件、桑名市10件、鈴鹿市23件です。なお、本審査案件はありません。

審議については、「三重県開発審査会の公開に関する方針」により、全て公開となります。

なお、本日傍聴者は、おりません。

それでは、条例第4条第1項に基づき、会長が議長となるとされていますので、ここからの議事進行を会長にお願いしたいと思います。会長、よろしく願いいたします。

会長

それでは、よろしく願いいたします。本日は、雨の中、お集りいただきまして、ありがとうございます。

まず、前回、第227回開発審査会の議事録及び審議概要のご確認をお願いします。

こちら226回と同様に、両方が同じ内容になっています。事前にご確認いただいていると思いますが、何かしらの確認、修正等はございますか。

会長

それでは、これにて第227回開発審査会の議事録及び審議概要を確定したいと存じます。

次に包括議決案件について、報告いただきます。まずは三重県分から説明をお願いします。

三重県
(処分庁)

(包括議決案件 12件の報告)

会 長 ご質問等ございますでしょうか。

会 長 はい、それでは次に津市分の説明をお願いします。

津 市
(処分庁) (包括議決案件 6件の報告)

会 長 こちらにつきまして、ご質問等ございますでしょうか。

会 長 はい、それでは次に進みます。松阪市分の説明をお願いします。

松 阪 市
(処分庁) (包括議決案件 10件の報告)

会 長 以上につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

会 長 ないですね。それでは、次に桑名市分の説明をお願いします。

桑 名 市
(処分庁) (包括議決案件 10件の報告)

会 長 ご質問等ございますでしょうか。

会 長 大丈夫ですね。それでは、次に鈴鹿市分の説明をお願いします。

鈴 鹿 市
(処分庁) (包括議決案件 23件の報告)

会 長 ご質問等ございますでしょうか。

会 長 それでは、三重県12件、津市6件、松阪市10件、桑名市10件、鈴鹿市23
件の包括議決案件の報告を終了します。

 本日は、包括議決案件のみで、その意味で本日の審議は終了になりますが、
 その他に何かございますでしょうか。

会 長 それでは、これをもちまして第228回三重県開発審査会を終了といたしま
す。